主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奈賀隆雄の上告趣意のうち、憲法三七条違反をいう点は、記録上認められる第一審及び原審の公判審理の経過、本件事案の内容等に徴すれば、本件の審理が著しく遅延したとは認められないから、所論は前提を欠き、憲法三一条、三二条違反をいう点は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五六年三月一九日

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 木 | 下 | 忠 | 良 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官    | 栗 | 本 | _ | 夫 |
| 裁判官    | 塚 | 本 | 重 | 頼 |
| 裁判官    | 鹽 | 野 | 宜 | 慶 |
| 裁判官    | 宮 | 崎 | 梧 | _ |